

2020年12月16日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 中島 康隆

要 請 書

労働環境等の改善に向けた貴省のご努力に敬意を表します。

いま職場では、長時間過密労働、健康への配慮に欠けた環境で働く労働者も多く、過労死・過労自死も後を絶ちません。2018年7月に制定された「働き方改革関連法」は、「残業時間の年間上限を規制」していますが、「過労死の危険ライン」とされる月80時間を超え「単月で100時間未満」を可能にするなど、過労死を発生させてしまう水準となっています。

金融機関で働く労働者は、金融リスク商品等のノルマ販売など過度な営業推進が人事考課と連動することや、パワハラも後を絶たず、労働者の健康が心身両面から損なわれています。その結果、休職や離職を余儀なくされる労働者が増加するなど状況はますます悪化していると言えます。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大が続く状況でも、金融機関の職員は感染リスクに怯えながら顧客の対応に真剣に取り組んでいます。

2021年4月1日より施行される「改正高年齢者雇用安定法」に先立ち、「人手不足」から従来の「65歳」から「70歳」まで再雇用を進める企業も一部出てきています。しかし、労働条件や新卒並みの低賃金での勤務を余儀なくされるなど問題が多いのも事実です。

非正規雇用の労働者が正規労働者との不合理な待遇格差の是正を求めた訴訟の最高裁判決が、10月13日と15日に相次いで出されました。訴訟に持ち込まなければ差別待遇は一向に改善されないという現実の問題があることは明白であり、多くの金融機関では貴省が策定した「同一労働同一賃金ガイドライン」など、どこ吹く風といったありさまです。また、「働き方改革」と称して、週休3～4日制とし副業を認めて基本給を大幅カットするというメガバンクも出ています。

金融機関の厳しい労働実態を改善し、働きやすい職場をつくるため、特に次の事項について監督・指導を強めていただきたく、要請いたします。

記

1. 更なる長時間労働を招く裁量労働制の対象拡大など、労働環境の悪化をもたらすおそれのある働くルールの改悪を行わないこと。
2. 貴省が平成29年1月20日に発出した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を遵守させ、休日や就業時間外の研修、早朝清掃など労働時間として扱い、適正に労働時間を管理・把握するよう各金融機関に対し監督・指導を強化し、業界全体から不払い残業をなくすこと。
3. 「同一労働同一賃金ガイドライン」に基づき、正社員と非正規雇用労働者との不合理な待遇差の解消にむけ、各企業の労使間に安易に委ねることなく、最高裁判例も踏まえ具体的に指導すること。これに伴う正規労働者の待遇引き下げなどの不利益変更が行われないよう強く指導すること。
4. 義務化された無期雇用転換ルールの遵守、改正高年法の趣旨に沿った70歳までの雇用確保と年金受給までの生活・就労可能な労働条件(賃金・福利厚生等)の保障など、改善にむけ指導すること。
5. 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するためにPCR検査の促進を金融機関の経営に求めること。
また、職員並びに家族が感染した場合、特別有給休暇を新設するよう指導すること。

以上